

主治医意見書 情報提供シートに関する Q&A(Q1～7)

Q1 導入する情報提供シートとはどのようなものか

A1 要介護認定に必要な主治医意見書の作成に有効な情報を**補完**する資料です。主治医が申請者本人や家族、担当ケアマネージャー等から日頃の状況等の必要な情報を得て医学的に判断するうえで、参考資料として活用していただくものです。

Q2 なぜ情報提供シートを導入するのか

A2 ①申請者数の増加に伴い、各医療機関への主治医意見書依頼も増加しており、記載に時間を要するため、申請～認定までに期間を要している。
②初診から日が浅い、通院間隔が長い、受診介助がなく情報が得られない等、被保険者によっては主治医意見書作成が難しい可能性がある。

上記について、情報提供シートを活用していただくことで、よりスムーズに、実態に即した主治医意見書が作成でき、申請～認定までの期間の短縮を図ることができると考え、北部地区医師会ご協力のもと、導入に至りました。

Q3 情報提供シート提出の対象者を教えてください

A3 新規・更新・区分変更 申請者すべての方が対象です。
ただし、情報提供シートの提出は必須ではありません。
提出を迷う場合は、「主治医意見書 情報提供シートの概要」にある■提出するとよいケースをご参照ください。

Q4 情報提供シートは必ず提出しないといけないですか

A4 情報提供シートの必要性は案内しますが、記入や提出は任意となっております。日常の診療により、主治医が申請者本人等と密接に連携がとれており、日頃の状況を把握している、または聞き取りだけで把握できる等で、情報提供シートを必要としない場合は、提出不要となります。

Q5 情報提供シートの提出方法を教えてください

A5 申請時に本人、家族またはケアマネージャーが記載し提出していただければ、介護長寿課から主治医意見書の作成依頼書と合わせて医療機関へお送りします。後日記載し提出したい場合は、直接医療機関へ持参するか FAX 等での送付をお願いいたします。

Q6 情報提供シートはすべて埋めないといけないですか

A6 すべて埋める必要はありません。
主治医の参考となるよう、可能な範囲でご記入いただきますようお願いいたします。

Q7 情報提供シートの内容はどこまで反映されますか

A7 情報提供シートはあくまでも主治医意見書作成の際の「参考」であり、その内容を反映させるかどうかは作成する主治医の判断となります。
申請する本人、家族が情報提供シートを記載することが難しい場合には、ケアマネージャーの皆さまへお願いすることになりますが、介護度を上げることを目的としている等の誤解を招くことがないよう、公平公正で客観的な運用が求められます。

令和5年 12 月